「埋蔵文化財発掘の届出(93条) | 提出のお願い

「埋蔵文化財発掘の届出 (93条)」は、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内で工事を実施する場合に必要となる書類です。この届出は、大船渡市教育委員会を経由して岩手県教育委員会に提出されます。

必要事項を記入し、添付書類が揃いましたら、教育総務課宛てに必要部数(下図参照)を提出してください(郵送可)。後日、岩手県教育委員会からの回答通知を送付いたしますので、送付先のご希望がありましたらお伝えください。届出の提出から回答の送付までには概ね1ヶ月程度かかります。

埋蔵文化財包蔵地の範囲は「いわてデジタルマップ」等でも確認できますが、周知の包蔵地の範囲外においても、事前に現地踏査及び試掘調査の実施が必要になる場合がございますので、必ず提出前に教育総務課にご相談ください。

3別記 ②県教委あて ①市教委あて 2セット提出する

埋蔵文化財発掘の届出(93条)の提出部数

③「別記」に記入する内容

1. 所 在 地	工事を行う場所の住所をご記入ください。地番が複数になる場合は「(代表的な地番) ほか」と記入してください。対象地が無番地の場合や不明の場合は〜地内、〜地先で結構です。
2. 面 積	工事の面積をご記入ください。
3. 土地所有者	「1.所在地」の所有者名および住所をご記入ください。多い場合は別紙でも可。
4. 遺跡の種類	※ ず不明の提合け下記まで
遺跡の名称	※ ご不明の場合は下記まで お問い合わせください。
員 数	記入不要です。
遺跡の現状	工事範囲の現在の状態を右の項目から選び、○で囲んでください。(複数可)
遺跡の時代	※ ご不明の場合は下記まで お問い合わせください。
5. 工事の目的	工事の主な目的として該当する項目を○で囲んでください。
工事の概要	工事の概要を簡潔にご記入ください。(店舗新築工事、住宅増築工事 等)
6. 工事主体者	①・②の届出者と同一の住所・氏名等をご記入ください。
7. 施工責任者	工事を実施する業者等の所在地・名称をご記入ください。届出時点で決まっていない場合は「未定」でも結構です。
8. 着手予定時期	届出はこの着手予定時期の60日前までにご提出願います。(「~月上旬」等でも可)
9. 終了予定時期	工事の終了予定時期をご記入ください。
10. 参考事項	参考とすべき事項がありましたらご記入ください。
指示事項	県教育委員会の記入欄ですので、なにも記入しないでください。

届出提出先・お問い合わせ先

大船渡市教育委員会 教育総務課 文化財係

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 TEL 0192-27-3111 (内線 296) FAX 0192-27-8878